

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-208917
(P2004-208917A)

(43) 公開日 平成16年7月29日(2004.7.29)

(51) Int. Cl.⁷

A47L 13/38

F I

A47L 13/38

テーマコード (参考)

Z

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 9 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2002-381554 (P2002-381554)</p> <p>(22) 出願日 平成14年12月27日 (2002.12.27)</p>	<p>(71) 出願人 000115108 ユニ・チャーム株式会社 愛媛県四国中央市金生町下分182番地</p> <p>(74) 代理人 100085453 弁理士 野▲崎▼ 照夫</p> <p>(72) 発明者 井上 康司 香川県三豊郡豊浜町和田浜高須賀1531-7 ユニ・チャーム株式会社テクニカルセンター内</p> <p>(72) 発明者 渡邊 仁志 香川県三豊郡豊浜町和田浜高須賀1531-7 ユニ・チャーム株式会社テクニカルセンター内</p>
--	--

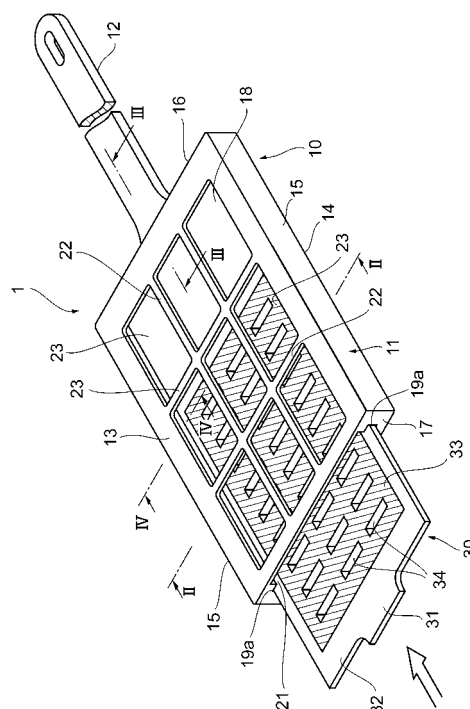
(54) 【発明の名称】 清掃用品

(57) 【要約】

【課題】 繊維製品などの被清掃物の表面に付着した塵や埃を叩き出し、叩き出された塵や埃を効率的に吸着除去可能な清掃用品を提供する。

【解決手段】 清掃頭部11には、集塵部材30が装着され、集塵部材30は接着剤層33を有している。清掃頭部11には、前記接着剤層33を覆う覆い部22が設けられ、覆い部22で囲まれた開口部23が接着剤層33に連通している。清掃頭部11で被清掃物を叩いたときに、覆い部22により叩き出されたごみや埃が開口部23を経て接着剤層33で接着される。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

清掃頭部と、前記清掃頭部と一体に設けられまたは前記清掃頭部に着脱自在に設けられた把持部とを有し、

前記清掃頭部には、集塵部材を保持する保持部と、前記保持部に保持された集塵部材に対向する覆い部と、前記覆い部と覆い部との間から前記集塵部材に連通する開口部とが設けられていることを特徴とする清掃用品。

【請求項 2】

前記清掃頭部は、互いに逆側に向けられる 2 つの清掃面を有して、それぞれの清掃面に前記覆い部と前記開口部とが現れており、前記 2 つの清掃面の間に前記保持部が設けられている請求項 1 記載の清掃用品。

10

【請求項 3】

前記保持部は、前記集塵部材の両側部が差し込まれる溝を有しており、この溝内に前記集塵部材を挟持する挟持手段が設けられている請求項 1 または 2 記載の清掃用品。

【請求項 4】

前記集塵部材は、接着剤層を有しており、前記保持部に保持された集塵部材の前記接着剤層が前記覆い部および前記開口部に対向する請求項 1 ないし 3 のいずれかに記載の清掃用品。

【請求項 5】

前記集塵部材は、板状であり、この板を貫通する複数の貫通孔が形成されている請求項 4 記載の清掃用品。

20

【請求項 6】

前記接着剤層と前記覆い部との間に隙間が形成されている請求項 4 または 5 記載の清掃用品。

【請求項 7】

前記集塵部材は、多数の空隙を有する集塵層を有しており、前記保持部に保持された集塵部材の前記集塵層が前記開口部に対向する請求項 1 ないし 3 のいずれかに記載の清掃用品。

【請求項 8】

前記清掃頭部の清掃面は、その中央部が隆起している請求項 1 ないし 7 のいずれかに記載の清掃用品。

30

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、被清掃物の表面に付着した塵や埃を叩き出して除去するのに適した清掃用品に関する。

【0002】**【従来の技術】**

布団やソファなど、表面が繊維などからなる被清掃物の表面に付着、沈積した塵や埃を除去する際には、把手部の先端に木やプラスチックからなる押打部が設けられた用具を用い、前記押打部で物品の表面を叩くことにより、塵や埃を叩き出すという手法が用いられている。

40

【0003】

しかし、被清掃物の表面を単に叩くだけでは、叩き出された埃が空中に散乱して周囲の空間に舞い上がり、さらには落下して被清掃物に再付着することもあるため、衛生的ではない。

【0004】

そこで、以下の特許文献 1 には、前記押打部を覆うごみ取り用カバーに関する考案が開示されている。このカバーの表面には粘着層が設けられており、物品の表面の埃やごみを前記粘着層で吸着できるようにしている。

50

【0005】

【特許文献1】

実開平5-31762号公報

【0006】

【発明が解決しようとする課題】

しかし、特許文献1に記載されている粘着層を有するカバーを取り付けて、前記押打部によりふとんやソファなどの被清掃物を叩くと、前記粘着層が被清掃物の表面に粘着して、これら表面の生地を痛めるおそれがある。また生地を痛めないように粘着層の粘着力を弱くすると、埃を充分に取ることができなくなる。

【0007】

また、特許文献1に記載のものは、ビニール製のカバーに粘着層が設けられたものであり、それ自体が通気性を有していないため、ふとんやソファを叩くと、カバーを振ることにより風が発生して、ふとんやソファから叩き出した埃が舞い上がるのを避けることができない。

10

【0008】

本発明は、上記従来課題を解決するためのものであり、ふとんやソファなどの表面の生地を痛めることなく、これらから叩き出した埃を確実に集塵できる清掃用品を提供することを目的とする。

【0009】

【課題を解決するための手段】

本発明は、清掃頭部と、前記清掃頭部と一体に設けられまたは前記清掃頭部に着脱自在に設けられた把持部とを有し、前記清掃頭部には、集塵部材を保持する保持部と、前記保持部に保持された集塵部材に対向する覆い部と、前記覆い部と覆い部との間から前記集塵部材に連通する開口部とが設けられていることを特徴とするものである。

20

【0010】

この清掃用品では、前記清掃頭部でふとんやソファなどの被清掃物を叩いたときに、清掃頭部の覆い部で前記被清掃物の表面が確実に叩かれるようになる。そして、覆い部によって被清掃物の表面から叩き出された埃やごみが開口部から集塵部材に与えられて集塵部材で確実に保持されるようになる。

30

【0011】

例えば、前記清掃頭部は、互いに逆側に向けられる2つの清掃面を有して、それぞれの清掃面に前記覆い部と前記開口部とが現れており、前記2つの清掃面の間に前記保持部が設けられているものである。

【0012】

本発明は、集塵部材の一方の側のみには覆い部と開口部が対向していてもよいが、両側に覆い部と開口部が対向していると、清掃頭部の両面を清掃に使用することができる。

【0013】

また、前記保持部は、前記集塵部材の両側部が差し込まれる溝を有しており、この溝内に前記集塵部材を挟持する挟持手段が設けられていることが好ましい。

40

【0014】

前記挟持手段が設けられていると、清掃頭部を振ったときに、清掃頭部から集塵部材が離脱するのを防止できる。

【0015】

例えば、前記集塵部材は接着剤層を有しており、前記保持部に保持された集塵部材の前記接着剤層が前記覆い部および前記開口部に対向するものである。

【0016】

集塵部材が接着剤層を有するものであると、覆い部で叩き出された埃が開口部を経て集塵部材の前記接着剤層に確実に接着されて保持されるようになる。また接着剤層が覆い部で覆われていると、接着剤層が直接に被清掃物に当たりにくくなり、接着剤層で被清掃物の

50

生地表面を傷つけるのを防止できる。

【0017】

また、前記集塵部材は、板状であり、この板を貫通する複数の貫通孔が形成されているものが好ましい。

【0018】

集塵部材に貫通孔が形成されていると、清掃頭部で被清掃物を叩いたときに、空気が清掃頭部の開口部および集塵部材の貫通孔を抜けるようになるため、被清掃物表面の埃やごみが舞い上がるのを防止しやすい。

【0019】

また、前記接着剤層と前記覆い部との間に隙間が形成されていることが好ましい。

10

【0020】

このように構成することにより、集塵部材を清掃頭部に取り付けられた状態で、集塵部材と清掃頭部とが接着されるのを避けることができ、集塵部材の取り付けと取り外しが容易になる。

【0021】

また、前記集塵部材は、多数の空隙を有する集塵層を有しており、前記保持部材に保持された集塵部材の前記集塵層が前記開口部に対向するものであってもよい。

【0022】

このような集塵部材を用いると、埃やごみを集塵層の空隙で捕捉することができる。この場合に、前記集塵層に接着剤を付着させておくことがさらに好ましい。

20

【0023】

また、前記清掃頭部の清掃面は、その中央部が隆起しているものであると、前記隆起している部分で、被清掃物のごみや埃を有効に叩き出すことができる。

【0024】

【発明の実施の形態】

図1は、本発明の第1の実施の形態の清掃用品1を示す斜視図、図2は図1のII-II線の断面図、図3は図1のIII-III線の断面図、図4は図1のIV-IV線で断面した部分断面図、図5は集塵部材の斜視図である。

【0025】

図1に示される清掃用品1は、本体部10とこの本体部10に保持される集塵部材30を有している。本体部10は、合成樹脂材料、軽金属、木材などの剛性があり耐衝撃性に優れた材料で形成されている。本体部10は、全体が一体に形成され、あるいは各部分ごとに形成されたものが組み立てられて構成されている。

30

【0026】

本体部10は、清掃頭部11と、この清掃頭部11から延びる長尺状の把持部12とを有している。清掃頭部11と把持部12は、一体であってもよいし、清掃頭部11と把持部12とが分離可能に組み立てられるものであってもよい。

【0027】

前記清掃頭部11は平板形状であり、図1ないし図3に示すように、広い面積の第1の清掃面13と第2の清掃面14とが互いに逆方向に向けられて形成されており、さらに小さい面積の両側面15、15および、小さい面積の後側面16および前側面17を有している。前記把持部12は前記後側面16に接合されている。

40

【0028】

前記清掃頭部11の内部には挿入空間18が形成されている。そしてこの挿入空間18の周縁に集塵部材30を保持するために保持部19が形成されている。この保持部19は、図2に示すように、両側面15、15の内側に位置して縦方向に延びる保持溝19a、19aと、図3に示すように、後側面16の内側において横方向に延びる保持溝19bとを有している。保持部19を構成する保持溝19a、19aおよび保持溝19bは、前記挿入空間18の周囲を囲むように形成されている。そして、前記前側面17には、前記挿入空間18および前記両保持溝19a、19aに連通する挿入口21が開口している。

50

【0029】

図1に示すように、清掃頭部11の第1の清掃面13には、縦横に延びるリブとなる覆い部22と、覆い部22で囲まれた開口部23とが形成されており、この開口部23は挿入空間18に連通している。この清掃頭部11の第1の清掃面13と第2の清掃面14は対称構造であり、第2の清掃面14にも、同様に覆い部22と開口部23とが形成されている。

【0030】

図4に示すように、縦方向に延びる前記保持溝19a, 19aの内部には、挟持手段となる押圧部25が設けられている。この押圧部25は、保持溝19a, 19aの一方の壁部から突出して形成されている。好ましくは、この押圧部25は弾性変形可能な金属板ばね材料で形成されている。あるいは前記押圧部25が、前記保持溝19a, 19aの一方の壁部を構成する樹脂が突状に一体に隆起されているものであってもよい。

10

【0031】

図1および図5に示すように、前記集塵部材30は板状であり、手前には摘み部31となる突起が一体に形成されている。集塵部材30は使い捨てが可能なものであり、その基板32は厚紙材で形成されている。基材32の2つの表面には接着剤層33が形成されている。この接着剤層33は、ホットメルト型などの感圧接着剤で形成された層であり、塗布後に粘着力を維持できるものである。前記基材32の2つの表面では、前記接着剤層33が中央部分に塗布されており、前記摘み部31が形成された前方部分には、接着剤層33が設けられておらず、また前記保持溝19a, 19aおよび保持溝19bに保持される周囲部分にも前記接着剤層33が設けられていない。

20

【0032】

前記集塵部材30の前記接着剤層33が形成されている部分には、基材32を貫通する複数の貫通孔34が間隔を開けて形成されており、この貫通孔34を形成することにより、集塵部材30が通気性を有している。

【0033】

集塵部材30の通気度Fは、単位時間(s)で且つ単位面積(1m²)あたりに布を通過する空気の体積をV(m³/m²・s)とし、このときの集塵部材の表裏の圧力差をPとしたときに、 $F = P / V$ で表される。清掃頭部11で被清掃物を叩くときに、清掃頭部で過大な空気流を生じさせないようにするためには、前記Pは、前記Vを0.04(m³/m²・s)としたときに、150mmH₂O以上であることが好ましい。前記Pを(Pa)に換算して、前記通気度Fを求めると、Fは、 2.72×10^{-5} (m³/m²・S・Pa)以上が好ましい。

30

本実施の形態の清掃用品1の使用方法を説明する。

【0034】

図5に示すように、清掃頭部11に取付ける前の集塵部材30では、基材32の両面に形成された接着剤層33, 33が離型シート35により覆われている。前記離型シート35を剥がし、摘み部31を掴んで清掃頭部11の挿入口21から挿入空間18内に挿入し、集塵部材30の接着剤層33, 33が形成されていない両側部を保持溝19a, 19aに挿し込む。集塵部材30は両側部が保持溝19a, 19aに案内されて挿し込まれるとともに奥まで挿し込んだ時点で、集塵部材30の挿入側の先部が、図3に示す保持溝19bで保持される。

40

【0035】

集塵部材30が清掃頭部11に保持された状態で、図1に示すように第1の清掃面13と第2の清掃面14の双方において、接着剤層33, 33が覆い部22で覆われるが、図2および図3に示すように、接着剤層33, 33と覆い部22との間には隙間が形成されて、接着剤層33, 33が、覆い部22に直接に当たらないようになっている。集塵部材30の接着剤層33, 33は、挿入空間18内において清掃頭部11のいずれの場所にも接着されないため、集塵部材30を挿入し抜き出すのを容易に行うことができる。

【0036】

50

この清掃用品 1 を用いた清掃作業では、把持部 1 2 を手で掴み、清掃頭部 1 1 を、ふとん、ソファ、ベッドマット、自動車のシートなどの被清掃物に打ち付ける。清掃頭部 1 1 を被清掃物の表面に打ち付けると、第 1 の清掃面 1 3 または第 2 の清掃面 1 4 に設けられた覆い部 2 2 で被清掃物の表面が叩かれ、被清掃物の表面に付着したごみや埃、さらには被清掃物の内部に付着したごみや埃を叩き出すことができる。叩き出されたごみや埃は、開口部 2 3 から挿入空間 1 8 内に入り、集塵部材 3 0 の接着剤層 3 3 に接着されて捕捉される。

【0037】

このように、覆い部 2 2 で叩き出されて被清掃物の表面から浮き上がったごみや埃が接着剤層 3 3 によって直ちに吸着されて保持されるため、ごみや埃を周囲に飛散することなく、確実に捕捉できる。 10

【0038】

集塵部材 3 0 は多数の貫通孔 3 4 を有して前記通気度が前記 F の範囲に設定されていると、清掃頭部 1 1 で被清掃物を叩いたときに、清掃頭部 1 1 と被清掃物の表面との間に発生する風を抑制でき、ごみや埃が周囲に飛散するのを防止でき、接着剤層 3 3 で確実に保持できるようになる。

【0039】

清掃頭部 1 1 で被清掃物を叩いたときに、覆い部 2 2 が被清掃物の表面に当たり、集塵部材 3 0 の接着剤層 3 3 が被清掃物の表面に直接に当りにくい構造であるため、接着剤層 3 3 に被清掃物の表面の繊維が接着し、被清掃物の表面が傷むことが起きにくい。また接着剤層 3 3 が覆い部 2 2 で保護されているため、接着剤層 3 3 の粘着力が低下するのを防止できる。 20

【0040】

また、保持溝 1 9 a , 1 9 a 内に設けられた押圧部 2 5 により、集塵部材 3 0 の両側部が保持溝 1 9 a , 1 9 a 内で挟持されて保持されるため、清掃頭部 1 1 を勢いよく振っても、清掃頭部 1 1 から集塵部材 3 0 が抜け出るのを防止できる。

【0041】

集塵部材 3 0 の接着剤層 3 3 に多数のごみや埃が接着したときに、集塵部材 3 0 を抜き出して廃棄し、新たな集塵部材 3 0 を取付けて使用する。

【0042】

図 6 は、他の実施の形態の集塵部材 4 0 を示す斜視図である。この集塵部材 4 0 は、その全体が連続気泡を有するウレタンフォームなどの合成発泡材料で形成され、または熱可塑性樹脂繊維を少なくとも一部に含むエアースルー不織布、あるいはエアレイド方式で堆積された前記繊維を接着剤で接着した繊維ウエップで形成されている。この繊維ウエップの周囲 4 2 は、熱プレス、熱エンボス加工によりシート状または板状に圧縮されており、この周囲 4 2 を清掃頭部 1 1 の保持溝 1 9 a , 1 9 a および保持溝 1 9 b に挿し込むことができるようになっている。また、中央部分は前記合成発泡材料や繊維ウエップにより多数の空隙が形成された集塵層 4 1 となっている。この場合も、集塵層 4 1 は、前記と同等の通気度を有していることが好ましい。 30

【0043】

この集塵部材 4 0 を清掃頭部 1 1 に挿し込むと、集塵層 4 1 が開口部 2 3 に対向する。清掃頭部 1 1 で被清掃物を叩いたときに、被清掃物から叩き出されたごみや埃が集塵層 4 1 の多数の空隙で保持される。なお、集塵層 4 1 でのごみや埃の捕捉力を高めるために、集塵層 4 1 の表面あるいは集塵層 4 1 の空隙の内部にも感圧接着剤が塗布されていることが好ましい。 40

【0044】

図 7 は本発明の第 2 の実施の形態の清掃用品 1 A の本体部 1 0 A を示す斜視図である。

【0045】

この本体部 1 0 A に設けられた清掃頭部 1 1 A は、図 1 に示した清掃頭部 1 1 と基本的な構造は同じである。ただし第 1 の清掃面 1 3 と第 2 の清掃面 1 4 には、挿入空間 1 8 に連 50

通する円形の開口部 2 3 a が複数箇所形成されており、開口部 2 3 a 以外の領域が覆い部 2 2 a となっている。

【 0 0 4 6 】

図 8 は、本発明の第 3 の実施の形態の清掃用品 1 B の本体部 1 0 B を示す斜視図である。

【 0 0 4 7 】

この本体部 1 0 B では、清掃頭部 1 1 の第 1 の清掃面 1 3 と第 2 の清掃面 1 4 のそれぞれの中央部分において、覆い部 2 3 に隆起部 2 2 b が形成され、第 1 の清掃面 1 3 と第 2 の清掃面 1 3 は、その中央部が他の部分よりも盛り上がった形状となっている。この清掃頭部 1 1 の前記隆起部 2 2 b で被清掃物を叩くことにより、被清掃物からごみや埃を効果的に叩き出すことができ、このごみや埃を開口部 2 3 から集塵部材 3 0 の接着剤層 3 3 に接着させることができる。

10

【 0 0 4 8 】

なお、前記隆起部 2 2 b の表面は平坦面であってもよいし、隆起部 2 2 b がさらに中央部が高くなる曲面であってもよい。また、図 7 に示す実施の形態においても同様に隆起部を形成することができる。

【 0 0 4 9 】

なお、覆い部 2 2 の表面から前記隆起部 2 2 b の頂部までの高さ寸法は 3 ~ 8 m m が好ましい。

【 0 0 5 0 】

なお、本発明は前記実施の形態に限定されるものではなく、種々の変形が可能である。

20

【 0 0 5 1 】

例えば、清掃頭部 1 1 の一方の面のみ覆い部 2 2 と開口部 2 3 が形成され、他方の面に開口部 2 3 が形成されていなくてもよい。あるいは他方の面が全面的に開放されているものであってもよい。この場合、集塵部材 3 0 は一方の表面にのみ接着剤層 3 3 が形成されたものを使用可能である。

【 0 0 5 2 】

また、前記実施の形態では清掃頭部 1 1 の前側面 1 7 に挿入口 2 1 が開口しているが、この挿入口 2 1 が、後側面 1 6 に形成されており、集塵部材 3 0 を後側面 1 6 から挿入できるようにしてもよい。このように構成すると、清掃頭部 1 1 を勢いよく振ったときに、清掃頭部 1 1 から集塵部材 3 0 が離脱することを効果的に防ぐことができる。あるいは、挿入口 2 1 が側面 1 5 に開口しているものであってもよい。

30

【 0 0 5 3 】

【発明の効果】

以上詳細に説明した本発明では、集塵部材を覆う覆い部によって被清掃物が叩かれるため、覆い部の叩き力により被清掃物の表面あるいは内部のごみや埃を効果的に叩き出すことができ、叩き出した埃を、前記覆い部の下に位置する集塵部材で確実に捕捉することができる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の第 1 の実施の形態の清掃用品を示す斜視図、

【図 2】図 1 の I I - I I 線の断面図、

40

【図 3】図 1 の I I I - I I I 線の断面図、

【図 4】図 1 の I V - I V 線の部分断面斜視図、

【図 5】集塵部材の斜視図、

【図 6】集塵部材の他の実施の形態を示す斜視図、

【図 7】本発明の第 2 の実施の形態の清掃用品を示す斜視図、

【図 8】本発明の第 3 の実施の形態の清掃用品を示す斜視図、

【符号の説明】

1, 1 A, 1 B 清掃用品

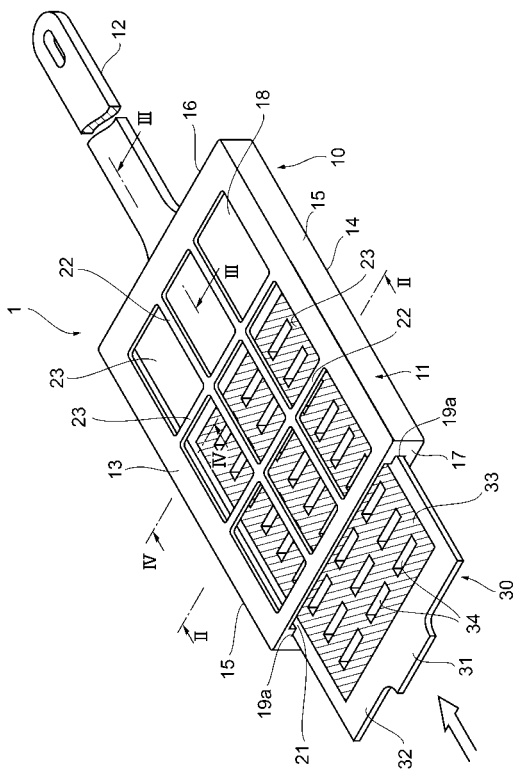
1 0, 1 0 A, 1 0 B 本体部

1 1, 1 1 A 清掃頭部

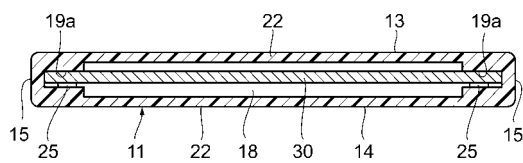
50

- 1 2 把持部
- 1 3 , 1 4 清掃面
- 1 8 挿入空間
- 1 9 a , 1 9 b 保持溝
- 2 2 , 2 2 a 覆い部
- 2 2 b 隆起部
- 2 3 , 2 3 a 開口部
- 2 5 押圧部 (挟持手段)
- 3 0 集塵部材
- 3 3 接着剤層
- 4 0 集塵部材
- 4 1 集塵層

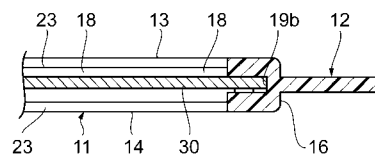
【 図 1 】



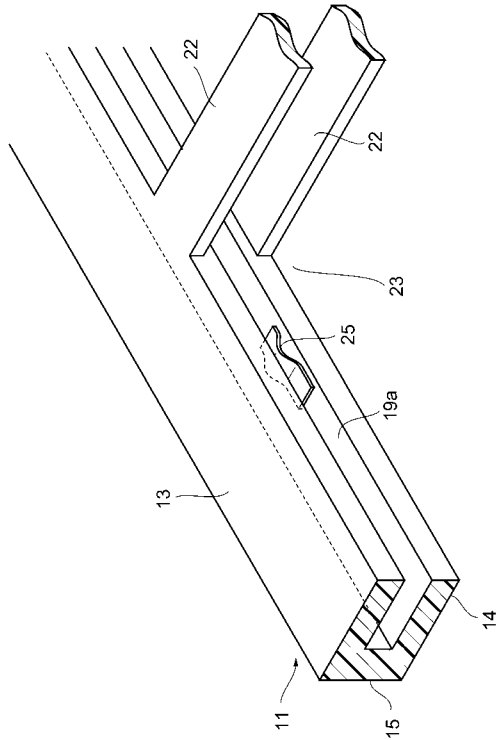
【 図 2 】



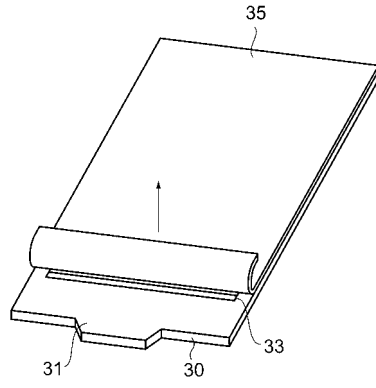
【 図 3 】



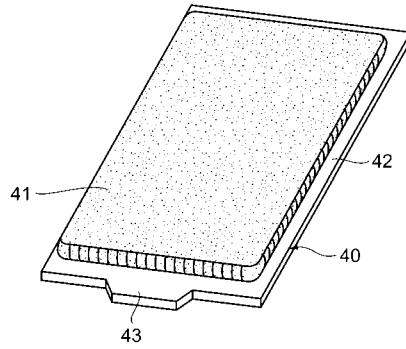
【 図 4 】



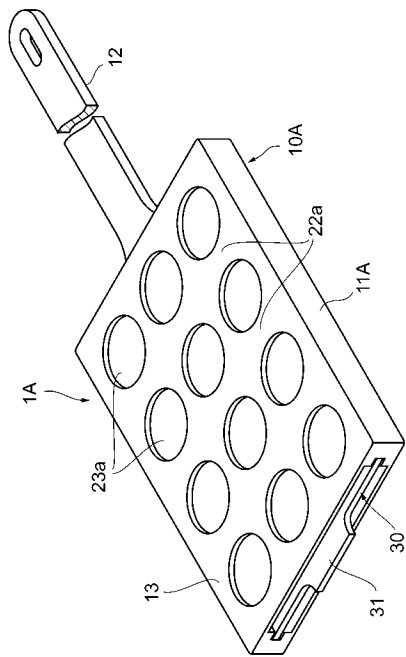
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】

